

議 第 8 号

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める
意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 國土交通大臣 あて

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

軽油引取税の課税免除措置については、国民生活や対象事業者への影響等を勘案し、令和3年度税制改正において、令和5年度末まで3年間延長されているところである。

この措置により、索道事業者がスキー場で使用するゲレンデ整備車や、農林業用機械、碎石場内の機械類等、幅広い分野における軽油引取税が免除され、事業者の経営安定に貢献している。

この措置が廃止されると、本県の冬季観光の重要な柱であるスキー場をはじめ、免税事業者は大きな負担の増加を強いられ、事業継続が困難な状況に陥り、ひいては地域経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、課税免除措置の廃止による広範な産業への影響を考慮し、軽油引取税の課税免除措置を令和6年度以降も継続するよう強く要請する。